６　第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

７　主務大臣は、認定棚田地域振興活動計画（認定棚田地域振興活動計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき又は認定棚田地域振興活動計画に従って指定棚田地域振興活動が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

８　主務大臣は、前項の規定により第三項の認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

第十一条　主務大臣は、前条第三項の認定に係る市町村に対し、認定棚田地域振興活動計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の特例）

第十二条　市町村が、第八条第四項第一号に掲げる事項が記載された指定棚田地域振興活動計画について、第十条第一項の規定による認定の申請をしたときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第六条第一項の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「事業等」とあるのは、「棚田地域振興法第八条第四項第一号に規定する定住等・地域間交流事業」とする。

（エコツーリズム推進法の特例）

第十三条　第八条第四項第二号に掲げる事項が記載された指定棚田地域振興活動計画が第十条第三項又は第五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事項に係るエコツーリズム推進全体構想についてエコツーリズム推進法第六条第二項又は第五項の認定があったものとみなす。

（財政上の措置等）

第十四条　国は、認定棚田地域振興活動計画に基づく指定棚田地域振興活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（指定棚田地域の振興に資する事業の公表）

第十五条　国は、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業について、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

（人材の育成及び確保）

第十六条　国及び地方公共団体は、棚田地域振興活動を担うべき人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（棚田地域振興連絡会議）

第十七条　政府は、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関の職員をもって構成する棚田地域振興連絡会議を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（主務大臣等）

第十八条　この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

２　この法律における主務省令は、総務省令・文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令とする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）

２　この法律は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

政　令

税制調査会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十八号

税制調査会令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

税制調査会令（平成二十五年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（委員の任期の特例）

２　令和元年六月二十三日に第三条第一項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、同年九月三十日までとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十九号

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年六月二十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　岩屋　毅